

健康保険法施行規則等の一部改正について（お知らせ）

厚生労働省から、下記の事項について通知がありましたので、お知らせいたします。

記

1. 健康保険 高齢受給者証等に係る「性別欄」の削除について

被保険者又は被扶養者の性別については、「健康保険被保険者証」により確認できることから、以下の様式の「性別欄」が削除されることになりました。

なお、現在お持ちの証等はそのままご使用いただけますので、交換の必要はございません。

適用課関係の証・届書	健康保険 高齢受給者証 健康保険 厚生年金保険 被保険者氏名変更届 健康保険 被保険者証 滅失・き損 再交付申請書
給付課関係の証	健康保険 限度額適用認定証 健康保険 限度額適用・標準負担額減額認定証 健康保険 特定疾病療養受療証

2. 新型コロナウイルス感染症の影響による休業に伴う特例改定の延長について

新型コロナウイルス感染症の影響による休業により、報酬が急減した者に係る標準報酬月額の特例改定（保険者算定）の対象期間が『令和3年8月から令和4年6月まで』に延長されました。

この間の1か月で報酬が急減した方については、急減月の翌月から標準報酬月額を改定することができます。

詳しくは、別紙リーフレットをご覧ください。

なお、令和3年8月～12月を急減月とした特例改定については、既に受付が終了しております。

【上記についてのお問合せ先】

大阪本部	適用課	06-6941-5004
大阪本部	給付課	06-6941-5006
神戸支部		078-221-6100
京都支部		075-801-2905